平成14年
9月25日号
No.1106
● 毎月5・15・25日発行

広報 かもがわ

● 編集発行・鴨川市役所秘書課
広報広聴係
● 電話・0470(93)7827
● FAX・0470(93)7850
● 鴨川市横渚1450
● 郵便番号・296-8601

決算認定など22議案を審議
9月定例市議会　会期は27日まで

今年三回目の鴨川市定例市議会（九月議会）は、九月九日（月）に開会し、二十七日（金）までの十九日間の会期で審議が続けられています。審議されている案件は、専決処分の承認二件、条例の一部改正二件、条例の廃止一件、平成十四年度補正予算六件、人事案件二件、平成十三年度決算の認定九件の計二十二件となっています。なお、議案の主な内容は次のとおりです。

審議中の９月定例市議会

一般会計に5億1870万円を追加

■専決処分の承認

平成十四年度水道事業会計の補正予算は、より低利な起債への借り換えを行ったことに伴う企業債の追加と償還金の増額補正です。

また、市税条例の一部改正は、一体的に経営を行っている企業グループ（親会社・子会社）の利益などを合算してから納税するという「法人税の連結納税制度」を使って納税する法人に対しても、法人市民税では地域の受益と負担の関係などを考慮して、これまでどおり各単位法人ごとに納税してもらうよう、条文を整備します。

■条例の一部改正

国民健康保険税条例は、地方税法と健康保険法などの一部改正に伴い、国民健康保険税の所得割額の算定方法の改定を行うほか、上場株式等の譲渡損失の繰越控除について課税の特例を設けます。

また、国民健康保険条例は、国民健康保険法の一部改正に伴い、医療機関などに支払う患者負担の割合について法律の規定を引用するように改めるとともに、条文を整備します。

■条例の廃止

国民年金保険料の収納事務が市町村から国へと移管されたため、国民年金印紙購入基金の設置・管理条例を廃止するものです。

■平成十四年度補正予算

一般会計は歳入歳出にそれぞれ五億一千八百七十万円を追加、総額百十二億二千三百十四万円になります。

歳入の主なものは、前年度の繰越金や特別土地保有税、繰入金などです。

主な追加事業は、太海多目的公益用地の市開発公社からの取得費二億四千五百五十三万円、県営かんがい排水整備事業（保台ダム）補助一億六百三十九万円、新川田橋（横渚）の架け替え三千百万円、社会体育センター体育館の改修五百三十一万円、三つの商工会（鴨川・長狭・江見）の合併に対する補助五百万円、安房地域市町村合併任意協議会への負担金百五十万円（各市町村均等負担）です。

また、学校給食センター特別会計は総務費へ百二十四万円を追加、総額は二億五千八百九十一万円です。

国民健康保険特別会計は基金への積立金や高額療養費、老人保健拠出金の追加など二億五千九百五十五万円を補正。総額は三十億三千百八十九万円となります。

さらに、老人保健特別会計は、医療費などへ八千六百三十一万円を追加し四十二億一千二百六十二万円となる一方、介護保険特別会計では国・県などへの返還金や基金への積立金など、三千二百八十八万円を補正し、総額十六億三千六百七十万円となります。

水道事業会計は、石綿管の更新を行うため、建設改良事業費の千五百七十四万円の追加です。

■平成十三年度決算の認定

平成十三年度の会計別決算状況は別表のとおりです。

■人事案件

固定資産評価審査委員会委員の髙梨勝三氏（平塚）の任期満了に伴う、郡司武康氏（南小町）の選任について、議会の同意を求めるものです。

また、任期満了に伴う人権擁護委員の再任では礒貝芳弘氏（金束）の、法務大臣への推薦について、議会の意見を求めます。

平成13年度　会計別の決算状況　（数字は消費税を含む）

会計名		歳入（収入）	歳出（支出）	差引額
一般会計		120億 559万円	115億2,358万円	4億8,201万円
学校給食センター特別会計		4億6,867万円	4億6,393万円	474万円
国民健康保険特別会計		29億4,789万円	25億4,618万円	4億 171万円
老人保健特別会計		37億8,742万円	36億9,269万円	9,473万円
介護保険特別会計		15億5,784万円	15億2,649万円	3,135万円
水道事業会計	収益的	13億5,568万円	12億7,242万円	8,326万円
	資本的	8,448万円	3億1,959万円	△2億3,511万円
国民宿舎事業会計	収益的	1億4,794万円	1億4,858万円	△64万円
	資本的	0	1,249万円	△1,249万円
病院事業会計	収益的	8億3,915万円	7億7,864万円	6,051万円
	資本的	175万円	3,520万円	△3,345万円
太海フラワー磯釣センター事業会計	収益的	2億8,719万円	2億9,699万円	△980万円
	資本的	0	77万円	△77万円

障害者福祉　来年４月から支援費制度　選べるサービスへ

障害者の福祉サービスが、来年４月に「措置制度」から「支援費制度」へと移行します。

これまでの「措置制度」では、市がサービスの内容を決めていましたが、新しい「支援費制度」では、利用者が自らの意思で必要なサービスを選択し、事業者との契約で利用することになります。

《支援者制度の対象となるサービス》

居宅生活支援	施設訓練等支援
・身体障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス） ・身体障害者デイサービス事業 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス） ・知的障害者デイサービス事業 ・知的障害者短期入所事業 ・知的障害者地域生活援助事業（グループホーム ） ・児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス） ・児童デイサービス事業 ・児童短期入所事業	・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設（小規模通所授産施設を除く） ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設（小規模通所授産施設を除く） ・知的障害者通勤寮 ・心身障害者福祉協会が設置する福祉施設（国立コロニー）

《サービス利用の手続きの流れ》

①市の情報提供や利用者の情報収集・相談⇒②市へ支援費の支給申請（サービスの選択）⇒③申請内容の審査と支給決定（要・否の検討）⇒④受給者証の交付（居宅支援・施設支援）⇒⑤事業者や施設に申し込み・契約⇒⑥事業者や施設のサービスを利用⇒⑦利用者の負担額を支払い⇒⑧支援費の支給（施設や事業者が代理受領）

《申請窓口》

▷施設訓練等支援＝施設を利用する前に住んでいた市町村

※現在、施設を利用している方は１年間の経過措置がありますので、平成16年３月までに手続きをしてください

▷居宅生活支援＝利用希望者が住んでいる市町村

※居宅生活支援のサービスは、経過措置がありませんので、今年度中に手続きが必要です

◎今年の10月１日現在で支援費制度の対象となるサービスを利用されている方には、個別に通知します。詳しくは市福祉課（☎㊸7112）へ

地域振興　④　アドバイザーの目

「磯浜」を開放しよう

房総の海岸を車で走ると鴨川ぐらい磯浜が多い地域はないと思う。家族連れで子ども達を遊ばせるのに、これほど格好な場所はないと以前から思っていた。▽聞くとこうした場所には漁業権が設定されていて一般の人は立ち入れないという。昔は自由だったように思うのだが残念である。なんとかならないものだろうか。▽近年、自然回帰が叫ばれ「自然」に触れる機会を多くの人達が求めるようになった。特に海と言えば海水浴しか思いつかない多くの日本人にとって「磯遊び」は貴重な自然体験である。▽潮の引いた磯には沢山の海の生物が見られる。小さな魚はもちろんのこと、蟹や貝が岩に張り付いているのを探すのが面白く、特にヤドカリを見つけて大事に家まで持ち帰った記憶は今でも懐かしい。普段、裸足になることがなくなった都会の親子には岩肌の感触が何とも快く磯の香りも忘れがたいものとなる。このように磯浜は都会の人達にとって魅力いっぱいの世界になるはずだ。▽地元の人達にとって一部とはいえ漁場を開放することは容易ではなかろう。しかし、鴨川にとって地域特性を生かした魅力ある場所を用意するためにも、その一部を若干の入場料を徴してでも開放できないだろうか。▽磯浜は鴨川にとって花と同様、魅力ある貴重なインフラ（基盤）だ。他の地域のまねをするのではなく独自の地域づくりをするためにも関係者の真剣な配慮を願いたいが。

（記・下村惠保）

※ご意見は市企画振興課（☎㊸7828）へ

とじて保存しましょう